平成30年度高鍋町一般会計予算
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（歳 入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　1.6　億円

（歳 出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　34.0　億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	815,689	577,491	0	0	23,954	214,244
	老人福祉事業	107,711	702	0	17,661	8,985	80,363
	児童福祉事業	1,554,531	994,215	0	119,570	44,322	396,424
	小計	2,477,931	1,572,408	0	137,231	77,261	691,031
社会保険	国民健康保険事業	190,918	82,724	0	0	10,880	97,314
	後期高齢者医療事業	306,069	49,966	0	0	25,754	230,349
	介護保険事業	292,574	2,677	0	0	29,153	260,744
	小計	789,561	135,367	0	0	65,787	588,407
保健衛生	健康増進事業	44,292	220	0	11,130	3,313	29,629
	疾病予防対策事業	68,526	735	0	0	6,817	60,974
	母子福祉事業	23,623	917	0	195	2,264	20,247
	小計	136,441	1,872	0	11,325	12,394	110,850
合計		3,403,933	1,709,647	0	148,556	155,442	1,390,288

平成26年4月より税率が引き上げられました消費税の引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上に明記されています。